

資料番号	15
------	----

令和6年11月19日
課名 土木建築局都市計画課
担当者 課長 梶村
内線 4110

逆線引き等の区域区分見直しに係る都市計画の案の縦覧について

1 要旨・目的

市街化区域内の土砂災害特別警戒区域を市街化調整区域に編入する逆線引きを先行的に進める箇所（525箇所）及び新たに市街化区域に編入する箇所等の区域区分見直しに係る都市計画の案が確定したことから、都市計画法第17条に基づく都市計画の案の縦覧を行う。

2 現状・背景

令和3年7月に策定した取組方針に基づき、逆線引きを先行的に進める箇所（市街化区域の縁辺部における低未利用地）について、令和5年度末に都市計画変更素案を取りまとめた。

その後、住民の意見を反映させるための公聴会を開催するとともに、国との事前協議を行い、都市計画の案を確定した。

3 案縦覧の概要

(1) 実施主体

広島県（広島市域分は広島市が都市計画の決定権者であり、10/1～15に実施済み）

(2) 実施期間及び場所

縦覧期間：令和6年12月9日（月）～12月23日（月）

（閉庁日を除く平日の8時30分～17時15分）

縦覧場所：県の都市計画課及び関係市町の窓口（別紙参照）

(3) 実施内容

広島圏・備後圏・東広島の3つの都市計画区域における区域区分見直しに係る都市計画の案を公衆の縦覧に供するとともに、案に対する意見書を受け付ける。

4 今後のスケジュール

2月上旬に開催予定の広島県都市計画審議会への諮問・答申（意見書の提出があった場合は、当該意見書の要旨を審議会に提出）、国土交通大臣の同意を経て、令和6年度末に都市計画変更告示を行う。

5 その他

都市計画の案については、縦覧期間中に、次のとおり、県のホームページにおいても掲載し、周知を行う。

都市計画区域	ホームページ掲載 URL
広島圏	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/105/hiroshimaken-juuran.html
備後圏	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/105/bingoken-juuran.html
東広島	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/105/higashihirosima-juuran.html

《広島圏都市計画区域の都市計画の案の縦覧場所》

閲覧場所	所在地	電話番号
広島県土木建築局 都市計画課 (県庁北館5階)	広島市中区基町 10-52	082-513-4117
呉市役所 都市計画課	呉市中央 4-1-6	0823-25-3367
大竹市役所 都市計画課	大竹市小方 1-11-1	0827-59-2167
廿日市市役所 都市計画課	廿日市市下平良 1-11-1	0829-30-9190
府中町役場 都市整備課	安芸郡府中町大通 3-5-1	082-286-3181
海田町役場 まちデザイン課	安芸郡海田町南昭和町 14-17	082-823-9634
熊野町役場 都市整備課	安芸郡熊野町中溝 1-1-1	082-820-5608
坂町役場 都市計画課	安芸郡坂町平成ヶ浜 1-1-1	082-820-1513

《備後圏都市計画区域の都市計画の案の縦覧場所》

閲覧場所	所在地	電話番号
広島県土木建築局 都市計画課 (県庁北館5階)	広島市中区基町 10-52	082-513-4117
三原市役所 都市開発課	三原市港町 3-5-1	0848-67-6113
尾道市役所 まちづくり推進課	尾道市久保 1-15-1	0848-38-9223
福山市役所 都市計画課	福山市東桜町 3-5	084-928-1092
府中市役所 都市デザイン課	府中市府川町 315	0847-43-7159

《東広島都市計画区域の都市計画の案の縦覧場所》

閲覧場所	所在地	電話番号
広島県土木建築局 都市計画課 (県庁北館5階)	広島市中区基町 10-52	082-513-4117
東広島市役所 都市計画課	東広島市西条栄町 8-29	082-420-0954

※ いずれも、土曜、日曜、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで